

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月9日(水) 午前9時51分から午前10時18分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員

6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員

11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員

16番 藤田 壽則 委員 17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員

19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員

22番 栗坂 豪 委員 23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 人

10番 三宅 健 委員 12番 中西 公仁 委員 13番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

2番 野口 國治 委員 18番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について
- 報告第6号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて
- 報告第7号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて
- 報告第8号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて
- 報告第9号 農用地利用配分計画について
- 追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 吉井 正二 事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹

事務局主幹 林 孝子 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 宮本 幸典

事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時51分)
事務局 塩津副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から8月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和5年8月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号11番古城茂樹委員と議席番号14番藤原安信委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と田中副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法 第3条 の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて22件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転となっております。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から22番について調査票をもとに説明】</p> <p>ご覧いただいておりますように、今回は特に問題となるような案件はありませんでした。</p> <p>このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の22件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から22番までを、許可、と決定いたします。
続きまして、6頁をご覧ください。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がございました。
次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。
この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました、農地法 第4条 の規定による許可申請の1件について、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、許可と決定します。
続きまして、7頁をご覧ください。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁から8頁にかけて6件の申請がございました。
次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農

地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号, 調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました6件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の6件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から6番については、許可と決定します。

続きまして、9頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、野口委員、井上委員、に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(野口委員、井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】**

林でございます。

それではご説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、今回、9頁から13頁にかけて26件の貸借権設定が、農業委員会に提出されました。

まず、貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が13件、使用貸借が13件でございます。

また、利用期間につきましては更新が7件、新規が19件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが9件、農地中間管理機構の仲介によるものが6件、その他は個人でございます。

借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。

以上、議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、26件すべて承認が相当と判断いたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、

皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、14頁をご覧ください。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」】

中村です。説明させていただきます。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」でございますが、倉敷市長から農業委員会へ令和5年7月13日付（農第592号）で「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見を求められています。

市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

今回の主な変更点は、分家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。

まず、農用地区域からの除外については、25ページ(2)の「農用地等以外の用途に供することを目的とする農用地区域からの除外」ということで、表の3件が該当します。

この3件については、担当委員さんに事前に確認していただきましたが、いずれも問題なしということで、農振除外が適当と思われれます。

また、下の表の、3. 用途区分の変更ですが、農業用施設用地の用途区分の変更ということで、表の3件について変更予定です。

最後に26ページですが、農業振興地域整備計画の変更の問題がないということであれば、この意見書案のとおり回答いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましても、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。

次に、28頁をお開きください。

議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局	<p>【議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定にかかる意見書の提出について】</p> <p>林でございます。それでは28ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定にかかる意見書の提出について」でございますが、前回7月総会において審議保留となり、再度8月の議案として審議いただく案件であります。</p> <p>本議案は令和5年4月の国の農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づいて、県が基本方針を6月に改定したことをうけ、倉敷市においても市の基本構想の改定案を作成し、農業委員会に意見の有無を問うものでした。</p> <p>保留のご意見といたしましては、前回、議案の内容を確認していただく時間がなかったこと、また、法律の変更によるものではありませんが、修正箇所について、変更後の制度について十分な説明がなされていないとのご意見がありました。</p> <p>保留とした間に、皆様からいただいた御意見を、8月議案に同封させていただきました。がそのうち、基本計画の制度変更への、ご意見やご質問については岡山県や中間管理機構へ確認し、地区協議会などでご説明させていただき、今回の意見とは別途に意見書などとして、まとめさせていただきたいと考えています。</p> <p>今回は、別紙案として、いただいた御意見のうち、具体的な修正箇所を、裏面にまとめさせていただきました。</p> <p>本件については、各地区協議会でご審議いただきましたが、この度の倉敷市農業経営基盤強化促進基本構想の改定に係る意見については、すべて別紙案のとおり「意見あり」とすることが相当とのご意見でございました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改定に係る意見書の提出について」は、別紙の案のとおり、「意見あり」として修正案を提出することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認とします。</p> <p>審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第9号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第9号について報告・説明】</p> <p>塩津です。報告いたします。</p> <p>30頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、30頁から39頁にかけて17件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に40頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、40頁から41頁にかけて6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p>

	<p>次に42頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、42頁から47頁にかけて36件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に48頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが48頁から49頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に、50頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」ですが、50頁に1件の証明願が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に、51頁をご覧ください。</p> <p>報告第6号「農地法第3条の規定による許可の取り止めについて」ですが、51頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に、52頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」ですが、52頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に、53頁をお開きください。</p> <p>報告第8号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」ですが、53頁に3件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に54ページの報告第9号「農用地利用配分計画について」でございますが、2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第9号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>次に追加議案をご覧ください。</p> <p>追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。追加議案の1頁をご覧ください。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について】説明</p> <p>林でございます。それでは説明させていただきます。</p>

	<p>追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございますが、1名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご承認をお願いするものです。</p> <p>提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の辞職により、欠員となった水島4地区の推進委員を新たに委嘱する必要があるため、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により提案するものでございます。</p> <p>募集は令和5年7月13日から8月4日まで行い、1名の推薦がございました。</p> <p>候補者の評価につきましては本日（8月9日）倉敷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者を決定いたしました。</p> <p>議案にありますとおり、平井 正敏氏を推進委員として委嘱するにあたりご承認をお願いするものです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することと決定します。</p> <p>以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
塩津副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>（次回総会の日程案内など連絡）</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は9月13日（水）です。</p> <p>ご出席のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>（閉会 午前10時18分）</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年8月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員